

75歳以上の方と65歳以上で一定の障害のある方へ

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 市民保険課 (☎内線112)

① 資格確認書を更新します

新しい資格確認書を、7月中に「岐阜県後期高齢者医療広域連合」の封筒で、「書留郵便」で本人宛てにお送りします。

8月1日(金)以降に医療機関を受診する場合は、必ず新しい資格確認書またはマイナ保険証（健康保険証として登録したマイナンバーカード）をご利用ください。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」※1、「限度額適用認定証」※2の有効期限も更新します

現在、各認定証をお持ちの方で、引き続きご利用いただける方は、原則、資格確認書の「限度区分」の欄に併記されていますのでご確認ください。※3

※1 同一世帯内に令和7年度市民税が課税されている方がいる場合は、交付されません。

※2 新しい資格確認書の一部負担金の割合が3割ではなくなる方、同一世帯内に令和7年度市民税所得が690万円以上の方がいる場合は、交付されません。

※3 事務処理の都合上、令和7年6月14日時点で被保険者本人と同一世帯の方の前年所得が判明している方のみ資格確認書に併記します。

■資格確認書一斉更新コールセンターを開設します

資格確認書についてご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

開設
期間

7月1日(火)～8月29日(金)※土日祝を除く
各日9時～17時



資格確認書一斉更新コールセンター
0570-051520

② 医療費の窓口負担割合が2割の方には配慮措置が適用されます

令和7年9月30日(火)まで、2割負担による外来医療の負担増額が1カ月最大3,000円までに抑えられます。配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、事前に登録されている口座に払い戻します。

③ 令和7年度保険料をご確認ください

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方へ、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。

■令和7年度保険料額は、以下のア、イの合計額です（ただし、上限80万円）。

ア 均等割額 被保険者1人当たり 49,412円

イ 所得割額 被保険者の所得金額※×所得割率（9.56%）

※被保険者の所得金額＝総所得金額など－43万円（基礎控除額）

④ 保険料の納め方

年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合

▶ 特別徴収
(年金からのお支払い)

■口座振替の手続きを行い、市民保険課保険年金係に申請いただくと「普通徴収」に変更できます。

特別徴収の条件を満たさない方や後期高齢者医療制度に加入したばかりの方

▶ 普通徴収
(納付書や口座振替でのお支払い)

■普通徴収での納付には、口座振替がおすすめです。ご希望される場合は市民保険課保険年金係にお問い合わせください。